

## 予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

### 事業名 民生委員一斉改選費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 福祉人材係 電話番号：058-272-1111 (内 2521)

E-mail: c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,302 千円 (前年度予算額： 0 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	6,302	0	0	0	0	0	1	0	6,301
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

民生委員児童委員の任期は3年であるため、3年ごとに一斉改選を実施。現在の民生委員の任期は令和元年12月1日～令和4年11月30日であり令和4年12月に一斉改選が実施される予定。それにかかる費用を負担する。

○任期：令和4年(2022)年12月1日～令和7年(2025)年11月30日

一斉改選年度に、市町村では地域と民生委員定数についての協議も同時に行う。定数の見直しは、国の基準を参酌し、市町村の意見を聞いて条例で定めることとなっていることから、条例による定数の確定は、来年度中となる。

### 【民生委員法】

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、

あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第 10 条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 20 条 民生委員は、都道府県知事が市町村の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第 26 条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

## （２）県負担・補助率の考え方

民生委員法第 26 条において、民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担することと定められていることから、一斉改選において県が負担することは妥当。

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	543	会計年度任用職員 1 名（4 ヶ月）
共済費	87	
旅費	36	
消耗品費	3,707	民生委員の委嘱・解嘱に係る経費
印刷製本費	402	感謝状印刷、委嘱に係る辞令書等の発行
役務費	805	郵便代、感謝状宛名書き
負担金、補助金及び交付金	722	民生委員推薦委員会負担金
合計	6,302	

### 決定額の考え方

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input checked="" type="checkbox"/> 新規要求事業
<input type="checkbox"/> 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 地域福祉活動の担い手である民生委員の一斉改選を実施し、各地域の実情や市町村の意見を踏まえた定数を定め、委員を配置する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R1)	R2 年度 実績	R3 年度 目標	R4 年度 目標	終期目標 (R4)	達成率
						%
① 国の民生委員配置 基準以下の市町村	9	9	-	7	7	%
②						%

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	・取組内容と成果を記載してください。
令和 3 年度	令和5年度当初予算にて追加 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%
令和 4 年度	令和6年度当初予算にて追加 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断）  <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
<p>(評価)</p> <p>3</p>	<p>一斉改選では、約半数の民生委員児童委員が解嘱し、継続委員も含めると、約 3,000 名の民生委員児童委員が委嘱・解嘱される。福祉の担い手として地域で活躍できる民生委員児童委員を選出するため、審査会での厳正なる審査等が行われている。手続きに係る一連の業務を適切に実施することで、改選時の委員交代がスムーズに行われる。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）  <small>3：期待以上の成果あり                  2：期待どおりの成果あり                  1：期待どおりの成果が得られていない                  0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価)	
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）  <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価)	

### (今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p>
----------------------------

### (次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p>【〇〇課】</p>
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	

